

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|--|---|
| 調達件名 | 大通交流拠点地下広場行政施設防火シャッターバッテリー等交換業務 |
| 発注課 | 市民文化局市民生活部アイヌ施策課 |
| 選定事業者 | 三和シャッター工業株式会社 北海道事業部 |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>本業務は、大通交流拠点地下広場行政施設（札幌市中央区大通西4丁目地下 地下鉄南北線大通駅コンコース横）の防火シャッターのバッテリーを、5年対応のバッテリー又は10年対応のバッテリー及び基盤に交換するものである。</p> <p>当該防火シャッターは三和シャッター工業株式会社製であり、現在、シャッターの開閉を操作する基盤（5年対応）は同社の規格によるものが取り付けられ、また、この基盤にバッテリーが接続されているが、5年対応の基盤は廃版製品となっているため、同社は、10年対応の基盤への交換を推奨している。</p> <p>基盤はシャッター開閉の根幹を成す部分であり、基盤やそれに接続されているバッテリーの交換にあたっては、シャッターの製造者かつその構造や扱い方を熟知した者が取り扱わなければ、正常な動作が確保できなくなり、人命に係る重大な事故を招く恐れがある。</p> <p>大通交流拠点地下広場行政施設の設備保守業務の委託先事業者からも「バッテリー及び基盤の交換は製造元である三和シャッター社しか行うことができない」旨の申告がなされていることから、本業務を遂行できる者は三和シャッター工業社に限られるため、同社との特定随意契約とする。</p> | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） |